

★被扶養者資格自己点検フローチャート★

そのご家族は、あなたの直系尊属、配偶者（内縁関係を含む）、子、孫、兄弟姉妹の何れかにあたりますか？
（原則、75歳未満で、日本国内に住居している方）

YES

NO

あなたはそのご家族と「同居」していますか？

そのご家族は、あなたの三親等内の親族、内縁関係の配偶者（配偶者が死亡後も含みます）の父母及び子の何れかにあたりますか？

あなたはそのご家族と「家計」を共にしていますか？

あなたはそのご家族と「同居」していますか？

あなたはそのご家族に毎月欠かさず送金し、そのご家族の年間収入はあなたからの援助による収入額より少ないですか？

そのご家族の年収はあなたの年収の半分未満ですか？

そのご家族の年収総額は基準を満たしていますか？
・19歳以上23歳未満（被保険者の配偶者を除く）：150万円未満／年（月収の目安125,000円未満）
・60歳未満（19歳以上23歳未満以外）：130万円未満／年（月収の目安108,334円未満）
・60歳以上または障害年金受給者：180万円未満／年（月収の目安150,000円未満）

そのご家族の生計は、あなたからの日常・継続した生活費の援助によって、「主として」維持されていますか？

あなたはご自分の年収等からみて、そのご家族の生計を継続的に「主として」維持していく扶養能力をお持ちですか？（複数の被扶養者をお持ちになっている場合も含みます）

そのご家族には被扶養者資格がありません。

そのご家族の方は被扶養者資格がある可能性があります。

＜注意＞ 被扶養者資格を認定する権限は健保組合にあります。このチャートで「被扶養者資格がある可能性がある」と判定されたご家族の方でも、あなたがそのご家族の方の生計を実際に「主として」支援しているかどうか、あなたに継続的に扶養する能力がおりかどうかなどを公正かつ厳正に審査し、その事実がないとか、疑わしいと判断できる相当な理由があれば、健保組合は被扶養者資格を否認することになります。